

氏名	まつ 松	うら 浦	しげる 茂
学位(専攻分野)	博士(文学)		
学位記番号	論文博第473号		
学位授与の日付	平成16年11月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	清朝のアムール政策と少数民族		

論文調査委員 (主査) 教授 夫馬 進 教授 杉山 正明 教授 岩井 茂樹

### 論文内容の要旨

本論文は、清朝治下にあった17・18世紀のアムール川中流・下流およびサハリン地方の歴史につき、清朝の档案史料、ロシアの外交文書、イエズス会士の書簡等の第一次史料にもとづいて考察したものである。「まえがき」「あとがき」を除き、四部十二章、附篇二、表・図から構成されている。

「まえがき」では、研究の目的、研究の方法、研究史、論文の要旨を述べる。

第一部では、アムール川下流・サハリン地方が、世界史の中に占める位置を考察している。この地方は、世界の地理学では最後まで残った空白地域の一つであり、清朝もロシアも正確な地理を知らなかった。清がロシアとの国境付近で行った地理調査を通して、アムール地方が清にとっていかなる地域であったのか、両国の国境がいかなる性格をもつのか、等の問題を検証している。

第一章「ネルチンスク条約直後清朝のアムール川左岸調査」では、清朝がネルチンスク条約で定めたロシアとの国境を確認するために、康熙29年(1690)にアムール川の左岸地域で、大規模な地理調査を行った事実を明らかにし、両国の国境問題について独自の論点を提示している。すなわち、清が考えていた国境は、東はトゥグル川北のウイェケン山から、西はゴルビツァ川(ゲルビチ川)、アルゲン川を結ぶ線であること、途中の山脈はシベリア地図に発する想像上の山脈で、それを現実の地形に求めれば、アムール川の分水嶺をつなぐ線になること、等の論点である。

第二章「一七〇九年イエズス会士レジスの沿海地方調査」では、清の康熙帝が康熙48年(1709)年に、『皇輿全覽図』を作製するために派遣したレジスらの調査隊が、直接アムール川の下流に向かわずに、迂回して沿海地方の南部を調査したことについて、新たな論点を提示している。すなわち、レジスらがこのコースをとった理由は、ヨーロッパで論争のあったエゾ(北海道)の位置に関して、沿海地方がエゾかどうかを調べるためであったこと、アイヌが居住しなかったので、沿海地方はエゾではないと結論したこと、等の論点である。

第三章「一七二七年の北京会議と清朝のサハリン中・南部進出」では、清が雍正5年(1727)以降にサハリンの中・南部地方を連続して調査したことに関連して、そのきっかけとなったのは、雍正5年におこなわれたロシアとの北京会議で、ホマンの地図が提出された事件にあること、このときの調査によりサハリンの南部に居住したアイヌを従属させたこと、等の新たな論点を提示している。

第二部では、アムール川下流・サハリン地方と周辺地域との政治的・経済的な関係を考察している。具体的にはアムール川水系における交易のネットワークと、アムール商人と清朝との関係を検証する。

第四章「十七世紀アムール川中流地方住民の経済活動」では、17世紀以前にアムール川の中流沿岸に居住した集団の政治・経済活動に注目して、新たな論点を提示している。すなわち、かれらは漁撈を営みながら、他方では明(清)・朝鮮とアムール下流地域との中継取引に従事したこと、清とロシアとの戦争のときには、清がアムール下流地域に進出するのに協力し、それを手助けしたこと、等の論点である。

第五章「十八世紀アムール川下流地方のホジホン」では、アムール地方の住民が北京に行き、清の皇帝に毛皮を献上して、

妻を娶るというホジホン制度について、新たな論点を提示している。すなわち、ホジホンの多くは、アムール川の河口に近い地方の出身者であったこと、かれらは交易のネットワークを利用して毛皮を集めたこと、その中には何回も北京に行ったものがいたこと、等の論点である。

第六章「十八世紀のサハリン交易とキジ事件」では、18世紀のアムール下流商人とサハリン南部のアイヌとの交易について、それが雍正5年前後に始まったこと、アムール商人の多くがサハリン中央低地を経由して、東海岸に出るルートを利用したので、初め東海岸の村が繁栄したこと、乾隆7年(1742)のキジ事件以後、東海岸ルートが衰退して西海岸ルートが興り、それがサンタン交易の起源となったこと、等の新たな論点を提示している。

第三部では、アムール川中・下流・サハリン地方の少数民族について、清が形成した辺民組織の変遷と現在この地域に居住する諸民族の起源とを考察している。

第七章「アムール川中・下流地方の辺民組織」では、辺民組織の起源とその変遷について、新たな論点を提示している。すなわち、清はアムール中・下流地域に進出したとき、住民を現地に留めて貂皮の貢納を義務づけ、これが辺民制度の起源となったこと、その後中流地方の辺民は、全員が八旗に編入されるが、下流地方の辺民は、そのまま今日の諸民族の祖先となったこと、等の論点である。

第八章「康熙前半におけるクヤラ・新満洲佐領の移住」では、康熙9年(1670)と13年に沿海地方とアムール川中流地域の辺民から組織されたクヤラ佐領と新満洲佐領が、北方の兵力を再編強化しようとする清の政策により、その後東北の各地に強制移住させられたことを検証している。

第九章「十八世紀のアムール川中流地方における民族の交替」では、アムール中流の中国領に居住する赫哲族(ヘジェ族)の起源に関して、独自の論点を提出している。すなわち、中流地域に残っていた三姓と八姓は、雍正10年(1732)までには全員イランハラに移って、八旗に編入されたこと、その後アムール中流沿岸には、下流地域から辺民が移住して、現在の赫哲族を形成したこと、等の論点である。

第四部では、清がアムール川中・下流地域で行った辺民統治について、その制度や方法、住民の生活に与えた変化等を考察している。

第十章「清朝のアムール地方統治」では、清が貂皮を徴収するために、アムール河口とウスリ川付近に派遣した旗人とその地点を明らかにし、こうした統治体制は18世紀までは有効に機能していたこと、その後は貢納する辺民が減少したので、清は旗人を派遣する回数を増やして貂皮を確保したこと、等の新たな論点を提出している。

第十一章「ウリンの輸送問題と辺民制度の改革」では、清が貢納した辺民に給付するウリンの数量は、ときとともに増大したが、行政の手続、インフラ、天候等が原因で、輸送力には限界があったこと、それを解決するために清は、ウリン縫製の中止、辺民戸数の定額化、所管官庁の一本化等の制度改革を行ったこと、等の新たな論点を提出している。

第十二章「繊維製品の流入と辺民社会」では、清代のアムール地方における物流の問題について、貢納と交易の状況、それらを通じて中国本土からアムール地方に流入した繊維製品の量、そして住民による繊維製品の利用方法とその状況等を検証している。

附篇では、『三姓副都統衙門档案』の特徴と限界について考察している。

第一「十九世紀におけるアムール川下流地方辺民の貢納状況」では、『三姓副都統衙門档案』に含まれる、各年度に貢納した辺民の名簿を分析して、18世紀以降の名簿は、それ以前の名簿を機械的に写しただけで、信憑性がないことを検証している。

第二「間宮林蔵がデレンで出会った中国人」では、日本の文化6年(1809)にアムール川の下流沿岸を調査した間宮林蔵が、デレンで出会ったという三人の旗人について、『三姓副都統衙門档案』等によりその素性を明らかにし、かれらが同年にデレンに出張したことは、確実であることを検証している。

「あとがき」では、著者の研究の歩みについて述べている。

## 論文審査の結果の要旨

中国史の研究においてはここ20数年の間、それまで全くと言ってよいほど用いられることのなかった史料を新たに用いる

ことによって、著しい進展をとげた分野がいくつかある。論者が本論文において扱った研究分野こそ、まさしくその代表的な一例といって過言ではない。論者は清朝によるアムール川流域地方の統治政策やその地の少数民族を研究するにあたり、従来使われることのなかった満州語文献、すなわち北京の中国第一歴史档案館所蔵『寧古塔副都統衙門档案』を世界の学界で始めて精査駆使した。これによって、これまで誰もがなしえなかった新分野の開拓に、見事に成功している。

論者はこれまで一貫して中国東北地方の歴史、とくに金朝と清朝のそれを研究してきたが、研究に大きな転機をもたらしたのは1982年に中国の研究者が公表した一論文であったという。それは『三姓副都統衙門档案』というやはり満州語文献を用いたもので、同じくアムール川流域に住む少数民族に対して、清朝がどのような統治政策をとっていたのかを論じたものであった。ただ清朝がこの地域を統治した歴史に即して言えば、乾隆44年(1779)が大きな画期点にあたり、『三姓副都統衙門档案』とはこれ以後に書かれた文書であったから、それ以前、すなわち清朝が当該地域を統治するために、その礎を築いた17世紀から18世紀にかけての歴史を明らかにするためには、別の档案を用いる必要があった。それは、この年までこの地域を統括していたニングタ副都統衙門で作成された档案、すなわち『寧古塔副都統衙門档案』である。論者がこの文書群にたどり着いたのは1993年のことであったから、本論文はおおよそここ10年間の研鑽の成果であると言ってよい。論者は世界の研究者に先駆けてこの『寧古塔副都統衙門档案』の重要性を見ぬき、この整理解説にはげむとともに、ここに記された様々な事項を『三姓副都統衙門档案』や『黒龍江將軍衙門档案』『軍機處滿文錄副奏摺』など、他の文書群に記載されるものとつぎあわせ、連結をはかった。論者がこれら文書類に見出した当該地域の歴史は、これまでの研究でほとんど知られていなかったことであったから、論者は自ら新しく問題を立てることから始め、18世紀に中国へ来ていたイエズス会士や当時東方経略にあっていたロシア人が書き残した第一次史料を補助史料として用い、さらにロシアを始めとする欧米の研究書をも参考として用いた。この間、かつて『三姓副都統衙門档案』を用いて研究を始めた中国の研究者もそれ以上に研究を進展させることはなく、また論者に続いてこれら文書群を用いて当該流域における清朝の統治政策や少数民族の動向を明らかにしようとする研究者が現れなかったため、この研究分野は世界的に見ても論者の独壇場であるし、本論文に収録される12章の論文、および附篇とされた2論文すべてが、当該分野での学界の到達点を示したものとなっている。

このように本論文に収録される論文はすべてオリジナリティに富み、当該分野の研究において最も信頼するに足るものと言ってよいが、そのなかでも特に学界に貢献した点、あるいは我々の歴史知識を豊かにした点をいくつか列記すれば、以下の通りである。

その第1は、17世紀・18世紀のアムール川流域に住んだ少数民族に対する統治政策が、始めて明らかになった点である。論者は、清朝が彼ら辺民をいつの時点で八旗制度に組みこみ、どこへ強制移住させたのか、一部現地へ留めたものを含めて档案をもとにして詳細に跡づけた(第七章、第八章、第九章)。さらに論者はアムール川下流地方に居住した少数民族の経済活動、交易活動に着目する。彼ら辺民の中には莫大な毛皮を持参して、わざわざ北京まで出かける者がいた。その目的は表むきにはそれら毛皮を皇帝に献上し、北京旗人の女性を妻に迎えることであった。彼らは清朝皇帝によってホジホン(婿)と呼ばれ、その妻はサルガンジュイ(娘)と呼ばれた。彼らホジホンはアムール川下流地域に帰郷したのちも、しばしば北京に里帰りし、この際に大量の毛皮を持ち込み、北京で代わりに商品を購入したのち帰郷した。これは里帰りを名目としての上京であって、この際に皇帝へは確かに毛皮が献上されるのであるが、これが交易活動であったことは疑いないところである。このホジホン貿易と呼ぶべき交易は、これまで様々な研究されてきた「朝貢貿易」とその性格や形態において極めて類似しているが、このようなものはこれまで全く知られなかった。また婚姻を通じた皇帝と辺民との繋がりを、その貿易との関わりは、文化人類学の研究に対しても重要な一素材を提供するものである(第五章)。

本論文の学界に対する大きな貢献の第二は、これまで用いられることのなかった満州語档案を用いることによって、これまで地理学の分野で大きな問題であったサハリン(カラフト)の位置や形状がどのようにしてより正確に認識されていったのかという問題、さらにはサハリンにおけるアイヌはどのような生活をおくっていたのかという問題に対しても、大きな一石を投じたことである。論者は清朝が雍正5年(1727)以降サハリン中・南部に進出し、これによってアイヌがこの地域に広く分布することが明らかになり、彼らをその勢力下におくことに成功した、とする。18世紀にアムール商人が多くサハリンの東海岸にまで行っていたこと、逆にサハリンに住むアイヌがアムール川下流まで貢納と交易に出かけていたこと、そして乾隆7年(1742)のキジ事件を契機として、東海岸のアイヌとアムール下流商人との交易関係は次第に断絶するに至った

こと、を明らかにした意義も大きい（第六章）。間宮林蔵がアムール川下流のデレンで会ったとされるトジンガラ3人の旗人につき、これを『三姓副都統衙門档案』でその実在を確認したことも、小品ながら見事な作品であると言ってよい（附篇第二）。

以上述べたように、本論文はアムール川流域の歴史のみならず、18世紀・19世紀のサハリン、あるいはアイヌの歴史を研究する場合、今後まず参照すべき必読文献の一つとなるであろう。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお2004年9月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。